

山作LLC合同会社 コンプライアンス規程

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この規程は、山作LLC合同会社(以下「この法人」という。)のコンプライアンスに関し必要な事項を定めることにより、すべての社員等が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する態勢(以下「コンプライアンス態勢」という。)を確立し、もってこの法人の適正な事業運営と健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。

2 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令(告示、通知を含む。)、条例並びに定款、自主行動基準及び各種規程、業界自主規制並びにこれらに関連する通知等明確に文章化された社会ルールをいう。

(役職員等の責務)

第3条 社員等は、業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

2 社員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、それを活かし、業務活動を発展させることにより、定款に定める目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

第 2 章 基本方針及び組織

(基本方針等)

第4条 代表社員は、この法人のコンプライアンス態勢を確立するため、コンプライアンスの基本方針(以下「基本方針」という。)その他の重要事項を決定する。

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)は、代表社員を委員長とし、外部有識者を委員として構成する。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) 基本方針又はコンプライアンスに関する諸規定の立案
- (2) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (3) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (4) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (5) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (6) 第 4 号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第 5 号の処分及び再発防止策の公表
- (7) その他代表社員が指示した事項

(コンプライアンス責任者)

第6条 代表社員は、コンプライアンスを推進し社員等の適切な職務執行が図られるよう、社員のうち一人をコンプライアンス責任者(以下「責任者」という。)として指名する。

2 責任者は、委員会の委員となる。

第 3 章 コンプライアンスの推進

(法令等の遵守)

第7条 社員等は、業務活動又は経理事務の執行等に当たり、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

2 社員等は、計画・立案、申請、実施、報告等の業務活動又は経理事務の遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、業務活動等で得たデータ等の記録保存及び厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為等を行ってはならない。

(職場環境の整備)

第8条 社員等は、業務活動等の実施に当たり責任ある行動と不正行為の防止を図るためには公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組まなければならない。

(利益相反)

第9条 社員等は、業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、適切に対応しなければならない。

2 助成事業を行うにあたり、理事、監事、評議員、社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである。

(コンプライアンス違反行為の処理)

第10条 責任者は、コンプライアンス違反行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに事実関係を調査し、その事実が法令上の違反行為に該当するか検証し、必要な場合には速やかに改善措置を講ずる等適切に対処しなければならない。

2 責任者は、前項の調査によりコンプライアンス違反行為となる事実が認められたときは、速やかに当該事実を責任者及び代表社員に報告しなければならない。

3 責任者は、コンプライアンス違反に関連する情報の分析等により、再発防止又は未然防止のための措置を速やかに講じ、その内容を委員会に報告し、公表しなければならない。

(法令情報の収集・提供)

第11条 代表社員は、法令等の制定又は改廃の動向の把握に努め、有用な情報を提供しなければならない。

2 責任者は、他の部門にも有用と思われる情報を取得したときは、代表社員に報告し、情報の共有に努めなければならない。

3 責任者は、収集した情報を適切に管理し、内容を分析し、法令等違反行為の未然防止又は再発防止を含むコンプライアンスの改善に役立てなければならない。

(記録等の管理)

第12条 委員会は、コンプライアンスに関する記録又は文書の種類、作成の要否、保管場所、保管期間、アクセス方法、アクセス権限、廃止方法等の管理基準を必要に応じて定める。

2 管理者及び担当者は、前項の管理基準に基づき、コンプライアンスに関する記録又は文書を管理しなければならない。

第4章 監査及び規程の見直し

(監査)

第13条 代表社員は、コンプライアンス監査担当者を任命して、少なくとも毎年1回、マニュアル及びコンプライアンス実践計画等の遵守状況について監査を行わなければならない。

(規程の見直し)

第14条 本規程の改廃は、総社員で決定する。

附則（施行期日）この規程は、2025 年 10月 1 日から施行する。